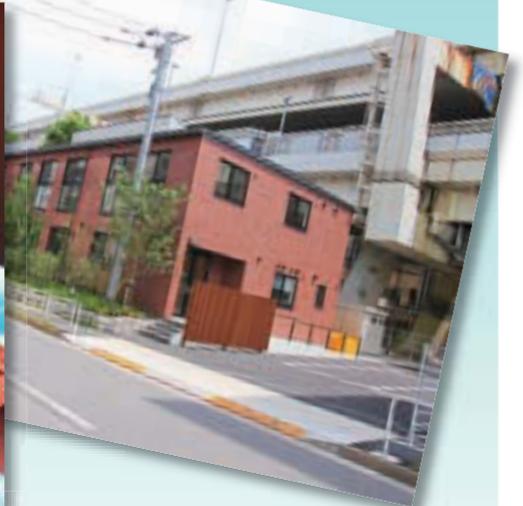


保育待機児童緊急対策



▲江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール(平成27年4月開設)



▲ナーサリールームベリーベアー 深川冬木(平成29年4月開設)

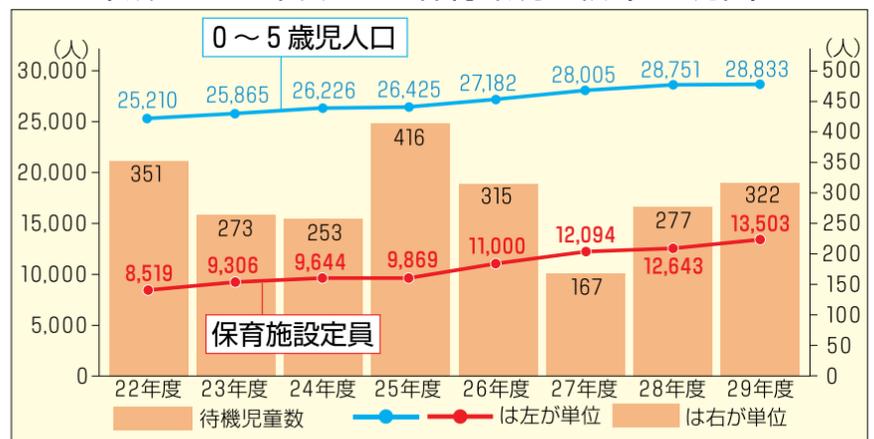
あなたの土地・建物を 保育所にしませんか

平成22～29年度の間、5,000人近くの保育施設の定員増を図りましたが、保育需要の増加や大規模マンション建設に伴う乳幼児人口の増によって、平成29年4/1現在の待機児童数は322人となり、前年度に比べ45人増加しました。

区では、待機児童解消の緊急対策として「マッチングサポート事業」を新たにスタートしました。区民の皆さんがお持ちの土地・建物を、認可保育所を整備するためにぜひお貸しください(売却も可)。こどもたちの健やかな育ちの場を確保するため、ご協力をお願いします。

☎ 保育計画課保育計画係(区役所3階13番) ☎3647-9638、FAX 3647-8447

平成22～29年度までの保育環境比較(4/1現在)



マッチングサポート事業の流れ

民設民営(私立)保育所として活用できる土地・建物について相談をお受けします。保育所として整備が可能な場合は、保育所運営を希望する事業者へ物件情報を区から提供するなど、整備の具体化に向けた支援を行います(詳細は区ホームページをご覧ください)。
 [事業期間]平成33年3月末まで

ご相談者(土地・建物の所有者)

保育計画課へ相談

認可保育所として整備可能か検討

保育所運営事業者へ物件情報を提供

所有者と保育所運営事業者が契約

所有者が土地を保育所運営事業者へ売却・賃貸借

所有者が建物を建設し、保育所部分を保育所運営事業者へ賃貸借

・保育所運営事業者に対し地代相当の運営費補助はありません。

・内装にかかる改修経費は区から保育所運営事業者へ補助されません。
 ・賃借料の一部は区から保育所運営事業者へ補助されます。

認可保育所の整備条件

- 対象の物件
 土地・建物(賃貸物件の相談もお受けします)
 ※認可保育所として整備すると、最低10年間を使用します。
- 整備の方法
 民設民営(私立)保育所として、保育所運営事業者が整備します。ご相談者と保育所運営事業者との間で、不動産賃貸契約などを締結していただきます。
 ※区の買い取り、借上げではありません。
- 対象の地区
 区内全域(特に待機児童の多い豊洲地区・白河地区・富岡地区・東陽地区)
- 面積(おおよその目安)
 ・土地の場合 敷地面積 400㎡以上
 ・建物の場合 床面積 600㎡以上
- その他の条件
 ○鉄道・地下鉄の主要駅に近いこと○公園に近いこと○角地または道路に10m以上接していること○細長い形状の土地でないこと○耐震・耐火の基準を満たしていること(建物の場合)

固定資産税・都市計画税を減免(都制度)

土地所有者が保育所運営事業者へ直接土地を有償で貸し付けた場合、固定資産税・都市計画税の減免対象となります。
 ○減免割合 10割(全額減免)
 ○減免期間 5年度分
 ※詳しくはお住まいの地域を管轄する都税事務所へお問い合わせください。

コンビニ交付・証明書自動交付機を休止 (詳細8面)